

「平成29年（2017年）7月のロシア・エカテリンブルグ市における日本紹介事業」に関する企画競争の実施についての説明書

本件企画競争への参加を希望する者は、以下に記載する内容を十分理解した上で企画書等を提出して下さい。

1. 業務の背景・目的

2016年5月の日露首脳会談（於ソチ）において、プーチン大統領の要請を受け、安倍総理から、我が国が2017年7月にロシア・エカテリンブルグ市で開催される産業見本市「イノプロム2017」のパートナー国となる旨を表明した。これに基づき、平成29年度予算の成立を条件に、平成29年7月にロシア・エカテリンブルグ市で日本文化事業を実施する。

日本政府は、日露関係全般の更なる発展を目的として、ロシアの地方における日露文化交流の拡大、日露両国民間の相互理解の促進、ロシアにおける親日派の育成に資するものとしてこれらの文化事業を実施する。

2. 業務の内容

（1）イノプロム2017の開会に関連するロシア側主催事業の枠内での文化事業の準備・実施

- ア 日時：2017年7月9日夕刻
- イ 開催都市・会場：エカテリンブルグ市内（会場はロシア側主催者が調整中）。
- ウ 事業の位置づけ：ロシア側主催者が実施するイノプロム2017開会前夜セレモニーの枠内で、パートナー国である日本をアピールする文化事業。本邦から招待する和太鼓チームの公演を想定。主な観衆は、モスクワ及びエカテリンブルグからの招待者を含む、ロシアの産業・イノベーション分野に従事する連邦・地方政府、ビジネスの関係者。セレモニー全体時間（1時間）のうち、日本文化紹介部分は約15分間の予定。

（2）イノプロム2017の開会に関連する我が国主催事業枠内での文化事業の準備・実施

- ア 日時：2017年7月10日夕刻
- イ 開催都市・会場：エカテリンブルグ市又はその近郊。会場は日本側で調整中。
- ウ 事業の位置づけ・内容：イノプロム2017の開会当日に日本側関係者が主催する社交レセプションとともに行う文化事業。上記（1）と同一の和太鼓チームの公演を想定。主な観衆は、当該レセプションの被招待客となる予定のイノプロム2017に参加・関係する、主にロシア側の連邦・地方政府やビジネスの関係者。公演時間は1時間程度を想定。

(3)「2017年ウラル日本週間」の一部事業の準備・実施

- ア 日時：2017年7月1日～15日の間のいずれかの日時（今後調整）
- イ 開催都市・会場：エカテリンブルク市又はその近郊を中心とする、ウラル地域一帯（会場は関係者と調整中）。
- ウ 事業の位置づけ・概要：上記1の本件業務の目的を念頭に、イノプロム2017の開催期間に合わせ、在ロシア日本国大使館と露日協会エカテリンブルク支部との共催事業として「2017年ウラル日本週間」を開催予定。この枠内での実施を検討している諸事業の一部を本件企画競争の対象事業とする。対象事業は、舞台公演（例：音楽コンサート又は舞台演劇）、展示会（例：写真展）、日本へのインバウンド観光を促進するための事業（例：日本観光展）、日本語講座（例：ビジネス日本語講座）、子供向けプログラム（例：日本文化ワークショップ）を想定しているが、最終的な対象事業の数、内容等は、今後、在ロシア日本国大使館と協議・調整の上で決定される。企画書は、これらの想定される事業をすべて行うという前提で作成のこと。主な観衆は、エカテリンブルグ市及びその周辺地域の一般住民。

3. 提出する文書

- (1) 業務履行保証書 1部
- (2) 企画書 4部（うち、正1部、写3部。様式適宜。）
- (3) 経費概算見積書（別封筒に厳封） 1部
- (4) 誓約書（役員名簿を別添のこと） 1部
- (5) 法人（団体）概要（日本語又は英語。既存のパンフレット等でも良い。）1部

4. 企画書に記載する内容

次の事項を、可能な限り具体的かつ詳細に記載のこと。

- (1) 実施方針
- (2) 実施方法
- (3) 実施内容
- (4) 実施計画
- (5) 実施体制

留意事項：公平な審査のため、企画書の写3部については、会社（団体）名のほか、応募者が特定できる情報は削除（該当部分を黒塗り等）すること。削除すべき情報の具体例は以下のとおり。

- 応募者名
- 会社（団体）代表者名
- 応募者が特定される関連団体・付属組織等の名称
- 会社（団体）の役員、業務従事者等の中で、事業の関連業界等において著名な者で、容易に応募者が特定される者の氏名、写真

- 会社（団体）の著作物（ロゴマーク、商品ブランド、刊行物等）の中で、事業の関連業界等において広く知られている物で、容易に応募者が特定される物の名称や写真

5. 予算額

米貨 220,000 ドルを上限額とし、上限額を超える企画は採用できない（1ドル未満の端数は切り捨て。付加価値税、在ロシア大使館からの支払の際の銀行送金手数料込み。本件業務に係る一切の経費を含む。）。

留意事項：運営管理費は10%を上限として計上することができる。なお、業務実施に必要な受託者の通信費及び消耗品費は上記予算をもって支出することとする。

6. 審査方法等

- （1）提出された企画書等をあらかじめ定めた審査基準（別紙「採点表」参照）により審査を行い、最高得点を得た企画を採用する（合格基準点60点）。なお、第1位の得点を得た企画と僅差（第1位の得点の5%以内）の企画がある場合は、同等の評価を得たものと見なし、見積価格の最も低い企画を採用する。
- （2）審査結果については、平成29年4月上旬を目処に、この企画競争に参加したすべての者に対し、書面で通知する。
- （3）在ロシア日本国大使館は、業務受託者を含め、この企画競争への参加者に対し採点・審査の結果等について説明することはしない。当該参加者は、これに対し異議を申し立てることができないものとする。

7. 個人情報の保護

- （1）業務受託者は、業務の過程において取得し保有する個人情報（以下、「当該個人情報」という。）について、業務委託契約の期間中又は終了後のいかんを問わずその秘密を保持する義務を負うとともに、業務遂行の目的以外の目的のために利用してはならない。
- （2）業務受託者は、当該個人情報を複製する必要がある場合には、その部数を必要最小限にしなければならない。
- （3）受託者は、不要となった当該個人情報を速やかに廃棄しなければならない。契約の終了時も同様とする。
- （4）受託者は、当該個人情報の漏洩等の事案が発生し又はそのおそれがある場合には、当該事案の発生した経緯、内容、被害状況等を調査し、速やかに在ロシア日本国大使館に報告しなければならない。

8. その他の留意事項

- (1) 本件企画競争の公示に記載されている内容（参加資格、企画書等提出期限等）を十分確認すること。
- (2) この企画競争に参加を希望する者は、上記3の文書のいずれかを提出しない場合、虚偽の記載をしたことが明らかとなった場合又は記載に反することを行った場合は、この競争入札に参加する又は業務受託者に選定される資格を失うものとする。
- (3) 業務受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託してはならない。
- (4) 業務受託者は、第三者が既に有するものを除き、本業務に関する文章や写真等のすべての著作権（日本国の著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を外務省に譲渡するものとし、在ロシア日本国大使館を通じて外務省の事前の許可を得ることなく、本業務に関する文章や写真等を利用し、公表し、又は第三者に提供・開示等することはできない。
- (5) 業務受託者は、本業務履行中に生じたハイジャック等を含む航空機事故等不慮の事態に関する責任につき、これを在ロシア日本国大使館又は外務省に問わないものとする。

(了)